# 食品安全委員会（第９８１回会合）議事概要

日　時:令和７年４月２２日（火）　１４：００～１６：１０
場　所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか６名出席
傍聴者:一般５７名

（１）令和７年度食品健康影響評価依頼予定物質（食品中の暫定基準を設定した農薬等）等について

→消費者庁から説明。
　本件については、消費者庁に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請した。

（２）令和７年度食品健康影響評価依頼予定物質（飼料中の暫定基準を設定した農薬）について

→農林水産省から説明。
　本件については、農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請した。

（３）食品安全基本法第１１条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
・食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１３条第１項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和３４年厚生省告示第３７０号）を改正すること

→消費者庁からの説明。
　本件については、既存添加物のうち、販売の用に供されていない品目について既存添加物名簿から名称が消除されることに伴い、食品添加物の規格基準を削除又は改正するものであり、照会された事項は、いずれも、食品安全基本法第 11 条第１項第１号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（消費者庁）に回答することとなった。

（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・農薬再評価の運営の経験を踏まえた評価要請の変更について

→農林水産省及び消費者庁から説明。

本件については、農薬再評価をより円滑に実施するために、農林水産省及び消費者庁からの食品安全委員会への評価要請の進め方を変更するものであり、食品安全委員会としては、これまでと同様に、食品の安全性を確保するために、最新の科学的知見に基づいて評価を実施していくこととなった。

・農薬等（農林水産大臣から再評価に係る評価要請を行っており、食品健康影響評価の通知がなされていない品目）　１０品目
アセタミプリド
アラクロール
イソプロチオラン
キノクラミン
グリホサート
チアジニル
チアメトキサム
フィプロニル
フサライド
ベンゾビシクロン
・農薬及び動物用医薬品　１品目
ジノテフラン
・農薬　２品目
チフルザミド
ブタクロール

→消費者庁から説明。
農薬等（農林水産大臣から再評価に係る評価要請を行っており、食品健康影響評価の通知がなされていない品目）１０品目並びに農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」については、農林水産大臣からの農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請とあわせて評価することとなった。
農薬「チフルザミド」及び「ブタクロール」については、食品安全基本法第１１条第１項第２号「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨をリスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

・農薬　１品目
エチプロール

→消費者庁及び農林水産省から説明。
本件については、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品　１品目

d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジンシンク）

→農林水産省から説明。
　本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

（５）農薬第四専門調査会における審議結果について
・「キノクラミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。
　本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

（６）農薬第五専門調査会における審議結果について
・「フィプロニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。
　本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

（７）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「ジニトルミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。
　本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

（８）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・遺伝子組換え食品等「半矮性トウモロコシ MON94804 系統（食品）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。
　本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、
　「「半矮性トウモロコシ MON94804 系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「半矮性トウモロコシ MON94804 系統（飼料）」に係る食品健康影響評価について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。
　本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、
　「半矮性トウモロコシ MON94804 系統については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。